

速度取締り指針

○小松警察署の速度取締り重点

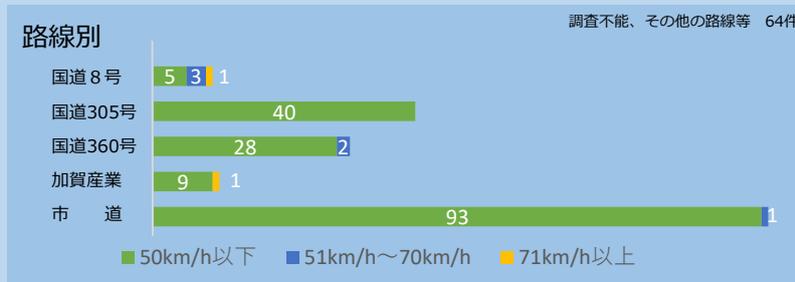
重点路線	重点時間帯	区域	速度規制
国道8号	10:00~12:00 14:00~20:00	全線 (高堂IC周辺~二ツ梨IC周辺)	法定速度60km/h
国道360号		軽海町地内~城南町地内	法定速度60km/h 指定速度50km/h
加賀産業道路		上八里町地内~八幡地内	法定速度60km/h

★重点以外の場所、時間帯にあっても、取締りを実施します。

○小松警察署における交通事故実態

交通死亡事故(過去3年 3件) 路線 ①:主要地方道 2件 ②:県道 1件

危険認知速度(事故直前の速度)別 人身事故発生状況 (過去3年上半期 247件)



▼ 国道8号、国道360号及び加賀産業道路で高速度の事故が発生している。



▼ 10~12及び14~20の時間帯で事故の発生が多い。

▼ 18~20の時間帯で高速度での事故が多い。

令和6年(1月~10月)の人身事故概要

- 人身事故114件、死者2人、負傷者136人
- 発生時間帯では、76%が日中(日の出から日没まで)において発生
- 道路形状別では、68%が交差点や交差点付近で発生

○その他の交通指導取締り要点

- ・ 交差点等における交通事故が多いことから「一時不停止」「横断歩行者妨害」「信号無視」の取締りを強化します。
- ・ 通学路における交通安全確保の観点から、通学路における交通安全指導を行います。